

建設業者のみなさまへ

建設工事における「単品スライド条項」の運用の拡充について

白山市建設工事標準請負契約約款第25条第5項（単品スライド条項）については、平成20年8月1日に運用を開始したところですが、その後の原油価格の高騰等により、鋼材類及び燃料油以外の主要な工事材料についても価格が著しく上昇し、請負代金額が不相当となるおそれがあることから、下記のとおり単品スライド条項の運用を拡充することとしたのでお知らせします。

記

1 対象資材

鋼材類及び燃料油の2品目以外で、原油価格の高騰等の特別な要因により、価格の著しい上昇が認められた主要工事材料（全品目対象）

2 対象工事

適用日時点で継続中の工事及び新規に発注する工事

3 適用日

平成20年10月1日から施行

4 請負代金額の変更の考え方

対象資材の価格上昇に伴う増額分のうち、受注者からの請負代金額の変更請求に基づき、請負代金額の1%を超える額を発注者が負担します。

5 変更請求の時期

工期末の2ヶ月前までに請負代金額の変更請求を行う必要があります。

ただし、工期末が平成20年12月31日以前である工事については、工期満了前であって、かつ、平成20年10月31日までとします。

6 運用の取扱

追加した対象品目については、鋼材類の取扱いを準用します。

【参考】

別添「白山市建設工事標準請負契約約款第25条第5項（単品スライド条項）の運用の拡充について」をご参照ください。

白山市建設工事標準請負契約約款第25条第5項 (単品スライド条項)の運用の拡充について

白山市建設工事標準請負契約約款(平成17年白山市告示第40号。)第25条第5項(以下「単品スライド条項」という。)の運用については、平成20年8月1日に運用基準を定めたところであるが、その後の原油価格の高騰等により、鋼材類や燃料油以外の主要な工事材料についても価格が著しく上昇し、請負代金額が不相当となるおそれがあると認められることから、当分の間、下記のとおり単品スライド条項の運用を拡充することとする。

記

原油価格の高騰等の特別な要因により、鋼材類及び燃料油以外の主要工事材料の価格の著しい上昇が認められる場合には、運用基準に基づき鋼材類についての単品スライドを適用する場合の取扱に準じて、当該工事材料について単品スライド条項を適用できるものとする。この場合においては、当該工事材料の価格上昇の要因について十分に把握するものとし、その要因が明らかなものについて、各品目ごとに算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えることを確認するものとする。

附 則

- 1 この運用は、平成20年10月1日から施行し、適用する。
- 2 工期の末日がこの運用の施行日以降で平成20年12月31日以前である工事についての単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期が2月未満であっても、工期満了前であっても、かつ、平成20年10月31日までの場合は、これを行うことができるものとする。